

「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」の施行規則の改正
に対する意見内容と対応方針について

①「排水規制の改正について」（資料3－2）

全委員20名 うち 賛成18名 反対2名 棄権0名

反対理由

No.	意見内容	対応方針
1	<p>生活環境に直接影響するため、残しておくべきである。</p> <p>府条例と整合を取る必要があるのか。</p>	<p>事業場からの排水が生活環境に影響する臭気を発生させている場合については、悪臭防止法に基づき、これまで通り事業者に対して改善指導する予定です。従って、本規則の改正による市民の生活環境への影響は特にはないものと考えています。</p> <p>府条例との整合について、今回の規則改正の契機は府条例の改正ですが、市として検討し、結果として府条例と同じ改正内容となったものです。</p> <p>この度の改正は、運用困難な条文を見直し、市民・事業者にとってわかり易い水質規制体系とするものですので、ご理解をお願いします。</p>
2	<p>府や自治体を変えたからと言って何故今高槻が(改正)変えなければならないのかわからないです。</p>	<p>今回の規則改正の契機は府条例の改正ですが、市として検討し、結果として府条例と同じ改正内容となったものです。</p> <p>この度の改正は、運用困難な条文を見直し、市民・事業者にとってわかり易い水質規制体系とするものですので、ご理解をお願いします。</p>

その他意見

No.	意見内容	対応方針
1	<p>条例で指導した実績と悪防法の規制を適用した実績をお示しください。</p>	<p>高槻市の工場等でこれらの法令を根拠に排出水の臭気異常について指導した実績は、この10年間で2事例あります。</p> <p>なお、いずれの事案も排出水の臭気異常に係る苦情への対応を目的に指導したもので、条例又は悪臭防止法（以下「悪防法」）の規制基準を適用するには至りませんでした。（実績としては条例及び悪防法とも0件です。）</p>
2	<p>「臭気」ならびに「上水道水源地域の変更について」とくに問題はないと考えます。この変更は一般市民にはどのように伝えるのでしょうか。伝えるとすれば、一般市民にも理解しやすいような説明が必要だと考えます。</p>	<p>これらの改正内容について、事業場に対する規制となるため、関係する事業者に対し定期の立入検査等において周知する予定です。</p> <p>また、今回ご審議いただいた規則改正については、市ホームページでもお知らせしていく予定です。</p>
3	<p>水道局の人が来て文書だけでなく、口頭でも説明するべきだ。</p>	<p>これらの改正内容は、事業場に対する規制変更となるため、関係する事業者に対し定期の立入検査等において周知する予定です。</p>

②「特定建設作業における騒音等に係る規制対象作業の追加」(資料3-3)

全委員20名 うち 賛成19名 反対1名 棄権0名

反対理由

No.	意見内容	対応方針
1	府が変更したからと言って急に特定建設作業に変更しますというもおかしな話だ。	資料3-3の2ページ目にありますよう、今回の規則改正につきましては、大阪府が実際の騒音発生状況を踏まえて改正を行うことを契機としたもので、高槻市におきましても、府調査結果と市内での苦情発生状況を踏まえ、大阪府と同様の改正が必要であると判断したことから、改正しようとするものです。

その他意見

No.	意見内容	対応方針
1	特定特殊自動車については全くの素人だが、今回は、騒音振動粉塵にたいしての改正についてだが、排ガスについても、所謂「オフロード法」による規制以外に高槻市としての独自の規制などは有るか？	特定特殊自動車の排ガスに対して、市独自の規制は行っておりません。
2	スケルトンバケットは、建設廃棄物、とくにコンクリート塊を篩かけして、コンクリート、土、その他を分別、再利用するために利用されます。建設廃棄物減量のため、今後ますます、スケルトンバケットが多く使用されると思われるので、規制対象とすることは大事であると考えます。	ご意見いただいたとおり、使用用途が多岐にわたるスケルトンバケットを換装したシヨベル系掘削機を使用する作業に対し、適切に対応できるよう規則改正を行うものです。

No.	意見内容	対応方針
3	<p>現行規則の「ショベル系掘削機械」にスケルトンアタッチメントが含まれるように読めるが、運用で規制外としていたということで、規制をするのであれば改正も必要と思います。しかし、標準型とスケルトン型だけ、対象とするなら規制対象を標準型、スケルトン型と明記するべきではないかと思います。(アタッチメントが数種あるようです)</p>	<p>特定建設作業に定める「ショベル系掘削機械を使用する作業」の具体的な機材として、油圧ショベルに標準型のバケットを装着して土砂を掘削する作業が含まれることは明らかであることから、府条例・市条例に特段の記載はされていない状況です。</p> <p>一方で、油圧ショベルにスケルトンバケットを装着した機材は、掘削作業やふるい分け作業など複合的な用途が見込まれることから、「ショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含む）を使用する作業」として、スケルトンバケットを装着する作業が特定建設作業に該当することを明示的に示すこととしたものです。</p> <p>以上の経緯により、標準的なバケットについては法令に特段の記載はなく、スケルトンバケットのみ記載することとなったものですが、運用上の問題は生じないものと考えています。</p> <p>また、ご指摘の通り、油圧ショベルはアームの先端のアタッチメントを交換することで多様な用途に用いることができることから、ショベル系掘削機械としての規制ではなく、それぞれの用途に応じた特定建設作業として規制対象としています。(例：打撃を加えてコンクリートを破砕するアタッチメントを装着した油圧ショベルを利用する作業→「ブレイカーを使用する作業」として特定建設作業の規制対象)</p>

No.	意見内容	対応方針
4	知識不足で恐縮ですが、規制対象作業を理解しましたが、どのような規制があるのか、よく分かりません。	<p>「騒音規制法」、「振動規制法」及び「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動・粉じんを発生する作業を「特定建設作業」として届出を義務付けるとともに、基準を設けてその遵守を義務付けています。</p> <p>具体的な規制内容については、特定建設作業に該当する作業（例：バックホウ（ショベル系掘削機）、くい打ち機を使用する作業など）を行う場合、元請業者に対して、特定建設作業の7日前までに市への届出義務を課しています。</p> <p>また、作業において発生する騒音・振動・粉じんについては、騒音や振動の大きさや作業時間、作業日などについての規制基準を定めています。</p>
5	<p>特定建設作業に対する説明も何も無い。</p> <p>今まで何故変更しなかったのか？何故今変更しなければならぬのか説明が無いです。</p>	<p>資料3-3の1ページ目にありますよう、特定建設作業とは、建設工事や解体工事として行われる作業のうち、特に著しい騒音、振動を発生させる作業として、騒音規制法や振動規制法のほか、高槻市公害防止及び環境の保全等に関する条例にて設定されている作業のことを指します。</p> <p>今般、規則改正の経緯につきましては、先に述べさせて頂いておりますよう、大阪府での検討結果と高槻市における苦情発生状況を踏まえ、市として改正が必要と判断したものです。</p>

③全般に対するその他意見

No.	意見内容	対応方針
1	規則改正の是非について、賛成についても理由の欄を付けて書かせた方がいいのではないかと理由のない賛成って意味あるのか？	賛成については、資料をご確認・ご理解の上、賛成していただいたものと考えており、賛成理由がないことに問題はないと考えています。なお、賛成の方にも特にご意見がある場合は、別に設けた記入欄にご記入いただける様、配慮しています。